

上ノ国町地域防災計画 資料編

令和5年11月

上ノ国町防災会議

目次

第3章 防災組織

3-1-1 上ノ国町防災会議条例	3-1
3-1-2 上ノ国町防災会議運営規程	3-3
3-2-1 上ノ国町災害対策本部条例	3-4
3-4-1 警報・注意報発表基準一覧表	3-5
3-4-2 火災気象通報に関する申し合わせ	3-6
3-4-3 雨の強さと降り方	3-8
3-4-4 風の強さと吹き方	3-9
3-4-5 台風の大きさと強さの基準	3-10

第4章 災害予防計画

4-4-1 災害時における協定等一覧	4-1
1. 友好町村相互応援協定（安土町（近江八幡市））	4-2
2. 友好町村相互応援協定（市浦村（五所川原市））	4-5
3. 上ノ国町の公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定	4-8
4. コカコーラ・セイコーマート物資協定（北海道コカ・コーラボトリング（株）・（株）セイコーマート）	4-10
5. 自動販売機協働事業協定（北海道コカ・コーラボトリング（株））	4-40
6. 応援に関する申合せ（北海道開発局）	4-44
7. エルピーガス応急復旧支援協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）	4-46
8. エルピーガス供給等協力協定（社）北海道エルピーガス協会道南支部）	4-50
9. 道の駅防災拠点化協定（北海道開発局函館開発建設部）	4-54
10. レンタル機材提供協定（有）ステップ）	4-57
11. レンタル機材提供協定（株）共成レンテム北檜山営業所）	4-60
12. 石油類燃料供給等協定（函館地方石油協同組合）	4-63
13. 一時避難場所利用協定（株）小林建設）	4-67
14. 一時避難場所利用協定（社会福祉法人上ノ国福祉会）	4-68
15. 福祉避難所施設使用協定（社会福祉法人上ノ国福祉会）	4-69
16. 応援協定（北海道財務局）	4-71
17. 大規模災害時における連携に関する協定書（陸上自衛隊第11旅団）	4-74
18. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書（函館地区トラック協会）	4-78
19. 北海道市町村相互間応援協定（北海道・北海道市長会・北海道町村会）	4-83
20. 町内郵便局協力協定（上ノ国郵便局）	4-102
21. 道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供に関する協定書（北海道開発局函館開発建設部）	4-106
22. 道の駅協働事業細目協定（北海道コカ・コーラボトリング（株）・北海道開発局函館開発建設部）	4-109

23. 大規模災害時における相互協力に関する基本協定	4-111
24. 災害に係る情報発信等に関する協定	4-113
消防 1. 江差海上保安署と檜山広域行政組合との船舶消火に関する業務協定書	4-115
消防 2. 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	4-118
消防 3. 北海道広域消防相互応援協定	4-133
消防 4. 災害時における消火用水等の供給に関する協定	4-139
4-4-2 町有備蓄倉庫一覧	4-145
4-5-1 上ノ国町応急危険度判定応援業務マニュアル	4-146
4-7-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・要配慮者利用施設一覧	4-148
4-7-2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所位置図（全体図、詳細図①～⑨）	4-152
4-12-1 洪水ハザードマップ	4-161
4-14-1 北海道雪害対策実施要綱	4-163
4-14-2 除雪作業による交通確保目標（北海道）	4-168
4-15-1 北海道融雪災害対策実施要綱	4-169
4-17-1 土砂災害警戒区域等一覧	4-172
4-17-2 山地災害危険地区一覧	4-175
4-17-3 山地災害危険地区箇所図	4-184

第5章 災害応急対策計画

5-2-1 災害情報等報告取扱要領	5-1
5-2-2 「直接即報基準」に該当する火災・災害等	5-12
5-2-3 通報者からの情報受理書	5-15
5-2-4 地区別情報連絡責任者一覧	5-16
5-5-1 避難カード及び記入例	5-17
5-5-2 避難者世帯名簿	5-18
5-5-3 避難所設置及び受入状況	5-19
5-5-4 避難所受入台帳	5-20
5-7-1 自衛隊災害派遣要請文の様式	5-21
5-7-2 自衛隊災害派遣撤収要請文の様式	5-22
5-9-1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	5-23
5-9-2 北海道消防防災ヘリコプターの運航系統	5-27
5-9-3 ヘリコプターの離着陸場所	5-28
5-9-4 北海道消防防災ヘリコプター場外離着陸場設定要件	5-29
5-11-1 災害医療救護隊（班）出動要請文の様式	5-31
5-11-2 災害医療救護隊（班）活動報告文の様式	5-32
5-11-3 北海道（道南）災害拠点病院等一覧	5-33

5-11-4	災害時備蓄医薬品等の供給フロー	5-34
5-12-1	消毒のポイント（1～3類感染症）	5-35
5-12-2	防疫活動に必要な町有の資機材等	5-37
5-17-1	給水施設の現況	5-38
5-18-1	日本赤十字災害救援物資一覧	5-39
5-22-1	被災宅地危険度判定業務実施マニュアル	5-41
5-25-1	国・道・町指定文化財一覧	5-64
5-26-1	北海道広域火葬実施要領	5-65

第6章 地震・津波災害対策計画

6-1-1	北海道の地震活動	6-1
6-1-2	地震ハザードマップ	6-3
6-2-1	津波浸水想定区域図	6-6
6-2-2	津波災害警報区域	6-11
6-2-3	上ノ国町津波避難計画	6-76
6-2-4	津波ハザードマップ	6-117
6-3-1	気象庁震度階級関連解説表	6-133
6-3-2	地震及び津波に関する情報	6-138
6-3-3	北海道震災建築物応急危険度判定要綱	6-139
6-3-4	上ノ国町応急危険度判定実施本部業務マニュアル	6-143

第8章 事故災害対策計画

8-1-1	海難対策の関係機関・団体名	8-1
8-5-1	危険物施設の設置場所	8-2
8-7-1	上ノ国町火入許可に関する条例	8-3

第9章 災害復旧・被災者援護計画

9-1-1	事業別国庫負担一覧	9-1
-------	-----------	-----

3-1-1 上ノ国町防災会議条例

昭和38年3月28日条例第7号

改正

昭和38年11月13日条例第23号

昭和38年12月24日条例第35号

平成4年3月25日条例第3号

平成12年3月17日条例第1号

平成14年3月20日条例第6号

平成24年9月11日条例第10号

上ノ国防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき上ノ国町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上ノ国町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域を管轄する警察署長又はその指名する者
- (4) 北海道教育委員会とその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 上ノ国町教育委員会の教育長
- (7) 上ノ国町立診療所長のうちから町長が指名する者
- (8) 檜山広域行政組合上ノ国消防署長
- (9) 上ノ国町消防団長
- (10) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は22名とする。

7 第5項第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道庁の職員、町の職員、農業協同組合及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年11月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年12月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-2 上ノ国町防災会議運営規程

平成5年3月29日

第1回上ノ国町防災会議決定

(趣 旨)

第1条 上ノ国町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び北海道防災対策基本法（昭和37年北海道条例第53号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である上ノ国町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めたときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議 事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(委員の異動報告)

第5条 上ノ国町防災会議条例第3条第5項第1号から第4号及び第7号から第10号に掲げる委員に異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

3-2-1 上ノ国町災害対策本部条例

昭和38年6月25日条例第14号

改正

平成8年6月20日条例第6号

平成24年9月11日条例第11号

上ノ国町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、上ノ国町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月11日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-4-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 函館地方気象台

上ノ国町	府県予報区	渡島・檜山地方		
	一次細分区域	檜山地方		
	市町村等をまとめた地域	檜山南部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	目名川流域=12.2, 天野川流域=20.2, 小安在川流域=10.1, 石崎川流域=26.7	
		複合基準*1	目名川流域=(5, 8.7), 天野川流域=(7, 20)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	57	
	洪水	流域雨量指数基準	目名川流域=9.7, 天野川流域=16.1, 小安在川流域=8, 石崎川流域=21.3	
		複合基準*1	目名川流域=(5, 7.8), 天野川流域=(5, 12.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	18m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う
			海上	18m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.8m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%			
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上			
低温	通年:(平均気温)平年より5℃以上低い日が2日以上継続			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	船体着氷:水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※最新の警報・注意報基準は、気象庁HPからご確認ください。

URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hakodate.html> (令和5年11月現在)

3-4-2 火災気象通報に関する申し合わせ

札幌管区気象台（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、消防法第22条第1項の定めに基づき実施する火災気象通報について、次のとおり申し合わせる。

1 発表官署及び通報地域

火災気象通報を行う場合の発表官署は下表のとおりとし、概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位での通報とする。

発表官署	地域名（一次細分区域名）
札幌管区気象台	石狩地方、空知地方、後志地方
旭川地方気象台	上川地方、留萌地方
室蘭地方気象台	胆振地方、日高地方
釧路地方気象台	釧路地方、根室地方
帯広測候所	十勝地方
網走地方気象台	網走地方、北見地方、紋別地方
稚内地方気象台	宗谷地方
函館地方気象台	渡島地方、檜山地方

2 通報基準

各発表官署が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。
ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

3 通報方法

「札幌管区気象台と北海道間の防災情報交換等に関する協定」の定める方法により通報する。

4 林野火災気象通報

林野火災気象通報は火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。

5 通報時刻及び内容

（1）定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

(2) 臨時に実施する通報

先に通報していた気象状況の内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表または解除があった場合は、その旨を随時通報する。

6 その他

この申し合わせを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を所持する。

附則

平成23年5月18日 締結（平成23年5月18日発効）
平成24年10月1日 一部改正（平成24年10月1日発効）
平成25年10月1日 一部改正（平成25年10月1日発効）
平成25年12月10日 一部改正（平成25年12月10日発効）
令和元年10月24日 一部改正（令和元年10月24日発効）
令和4年11月22日 一部改正（令和4年12月1日発効）

令和4年11月22日

札幌管区気象台長 青木 元 (公印省略)

北海道知事 鈴木 直道 (公印省略)

雨の強さと降り方

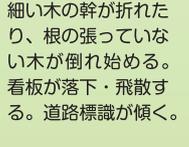
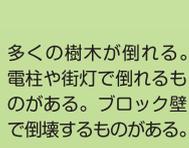
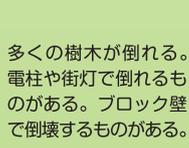
(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 29 年 3 月一部改正) (平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	雨の音で話し声が良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりができる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。 			ワイパーを速くしても見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロブレーニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
 (平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)
 (平成 29 年 9 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動・転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h		猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	
30~35 ~約125km/h	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 						
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	60
40~ 約140km/h~							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

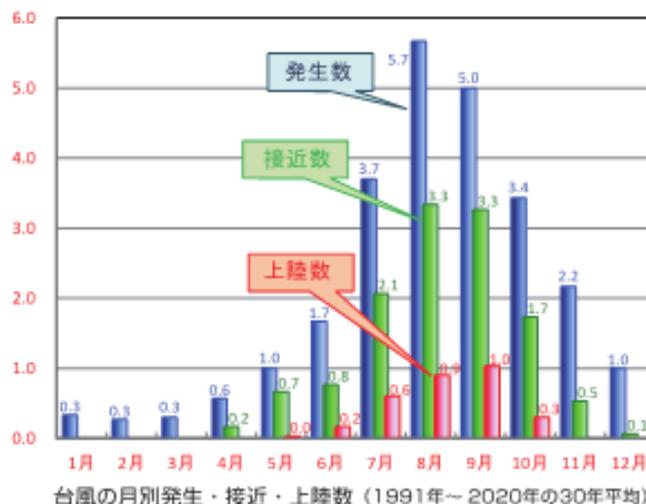
- 1 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

3-4-5 台風の大きさと強さの基準

台風とは

熱帯や亜熱帯の海洋上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋または南シナ海で発達して低気圧域内の最大風速（10分間平均風速の最大値）が34ノット（約17m/s）以上になったものを「台風」と呼びます。

台風は一年間に平均して25個程度発生し、12個程度日本に接近、3個程度が日本に上陸しています。発生・接近・上陸ともに、7月から10月にかけて最も多くなります。

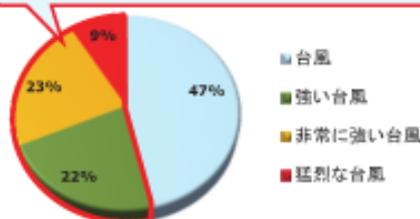


台風の強さ

台風の強さは、その最大風速により下の表のように決めています。

台風の強さ	
台風の強さ	最大風速
猛烈な	54m/s以上
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
強い	33m/s以上～44m/s未満
(表現しない)	33m/s未満

半数以上の台風が、「強い」以上の階級まで発達しています。



強さ別の台風の発生割合 (1991年～2020年)

台風の大きさ

台風の大きさは、強風域（10分間平均風速で15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）の大きさによって下の表や図のように決めています。台風は数百kmの水平スケールをもつ大きな自然現象であり、中心付近でのみ災害が起こるわけではありません。

暴風域や強風域の情報に注意が必要です。また、台風から離れたところでも大雨による災害が発生します。

台風の大きさ	
台風の大きさ	強風域の半径
超大型（非常に大きい）	800km以上
大型（大きい）	500km以上～800km未満
(表現しない)	500km未満

